令和４年　東川町議会　第３回定例会　会議録（２日目）

１．招集年月日　　令和４年９月９日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　議　　令和４年９月９日　　午前 09 時 30 分
４．閉　　会　　令和４年９月９日　　午前 10 時 27 分
５．会　　期　　令和４年９月６日～９月９日　４日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第１２１条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　　長	松　岡　市　郎	産業振興課主幹	工　藤　和　博
副　町　長	平　田　章　洋	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
副　町　長	市　川　直　樹	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
教　育　長	杉　山　昌　次	診療所事務長	金　山　裕　之
会計管理者	西　原　　香	農業委員会会長	津　谷　俊　弘
企画総務課長	佐　藤　文　泰	農業委員会事務局長	北　口　由美子
適疎推進課長	窪　田　昭　仁	学校教育課長	大　角　　猛
保健福祉課長	佐々木　英　樹	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
税務定住課長	吉　原　敬　晴	子ども未来課長	藤　川　裕　充
文化交流課長	藤　井　貴　慎	代表監査委員	安　井　繁　光
写真の町課長	竹　田　慶　介		

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　阪部　友洋
12.町長提出議案の題目
議案第１号　令和３年度 東川町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第２号　令和３年度 東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第３号　令和３年度 国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について
議案第９号　東川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第10号　東川町教育委員会教育長の任命について
議案第11号　東川町教育委員会委員の任命について
13．議員提出議案の題目
意見書案第1号　国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書について
意見書案第2号　特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について
意見書案第3号　国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める意見書について

意見書案第4号　すべての高校で 35 人以下学級の実現と「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書について
意見書案第5号　国立病院の機能強化を求める意見書について
閉会中の所管事務等の調査の申し出（総務文教常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（産業建設常任委員長）
閉会中の所管事務等の調査の申し出（議会運営委員長）
議員派遣について

14．議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15．会議録署名議員

議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。

２番　山家祥幸議員、３番　飯塚達央議員。

○開　　議

議長（高橋昭典君）	第４回定例会４日目最終日となりました。それぞれの案件、慎重審議の上、よろしくお願いをしたいと思います。 ただいまの出席議員は12名で会議定足数に達しております。よって、会議は成立します。 ここで善行表彰を行うため暫時休憩といたします。 （休憩宣言９時30分） これより本日の会議を開きます。 （再開宣言９時49分）

○発言の訂正

議長（高橋昭典君）	ここで町長から、９月６日本会議における鈴木議員の一般質問に対する答弁について訂正したいとの申し出があり、会議規則第64条の規定を準用し、議長において発言を許可いたします。 町長どうぞ。
町長（松岡市郎君）	こういう機会をいただきましたことに、まずは、お礼を申し上げます。 鈴木議員から、９月６日でしたけれども、一般質問をいただきまして、学芸員と司書の違いは何だと思いますかというような質問だったと思いますが、国家資格があるかないかというお答えをさせていただきましたけれども、国家資格ではなくて、国家試験があるかないかという、資格でなくて試験でございましたので、訂正しおわびを申し上げたいと思います。大変失礼申し上げました。
議長（高橋昭典君）	続いて、報告事項を申し上げます。本日、東川スタイル課長と選挙管理委員会委員長は都合で欠席の報告がありました。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。 議事日程に従い議事を進めます。

○日程第１　議案第１号

議長（高橋昭典君）	日程第１「議案第１号　令和３年度東川町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。 提案説明は既に終わっていますので、直ちに質疑に入ります。 最初に、歳出全款一括して質疑に入ります。 質疑ありませんか。３番、飯塚議員。
３番（飯塚達央君）	12款３項基金費について伺います。 この中で財政調整基金のところで、９万2,000円ほどの積み立てがあったということですが、これ実質的に利子の分だということで、実質的にはゼロ円の積み立てしかできなかったということは、積み立てできな

かったと捉えているんですが、その分なのかどうなのか、減債基金事業に対して４億3,000万ということで、かなり積み立てているのが見受けられます。

減債基金は文化ギャラリーの増築ですとか、診療所の大規模改修、第三小学校大規模改修、共生プラザの一般財源負担分ということで、積み立てているという説明も、先日受けたところではございますが、ちょっと見方を変えますと、公共施設の大規模な建設、あるいは改修の時期に伴って、減債基金を積まざるを得ない状況にあるのかなあという見方もできるのではないかなと思っております。

一方、財政調整基金というのは地方公共団体、いわゆる東川町の貯金に当たる部分なんですが、これを今年度ゼロ円というのは、いかがなものかなということで、その考えを伺います。

そして、なお残高が４億8,600万で、この近年、続いているのですが、財政調整基金はこの金額で十分だという考えの下なのかどうか、併せて回答をお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　ただいまの基金の造成の在り方についての御質問でございました。一つ基本的なこととしまして、地方公共団体が、余剰金が生じた場合に、基金に積み立てをするということになりますが、その場合に、財政調整基金に積み増しをいたしますと、国のほうで地方交付税というものを出しているわけですけれども、地方制度を調査する研究部会のようなところで、地方交付税を多額に出しておきながら、地方のほうでは一般の貯金をたくさんしてるんじゃないかと、何か必要な事業を展開するというときには、まずその普通財政調整基金、一般の貯金を取り崩して使うべきだろうというようなことで、地方交付税の交付額が多いんでないかと、こういうような御指摘も受ける場合があるわけであります。

親子の関係においても同じだと思いますけれども、国にお金を送ったわけでも、子が一般の貯金をたくさん持っている。車を買いたいなんていったときに、あなたは自分の小遣いというか、貯金持ってるじゃない、その貯金で買ったらいいじゃない、足りない分をお父さん出しますから、お母さん出しますからということになるのではないかと思います。

ですから、普通財政調整基金というのは必要最小限、必要というのはどの同程度が必要か、十分かという議論はいろいろあるかと思いますけれども、私どもとしては大体４億から５億の間くらい、その４億から５億の間くらいという根拠はないんですけれども、町の住民の皆さん方の税金が大体９億か、10億ありませんが、その２分の１ぐらいを財政調整基金に積んでおくというような目安でいったらいいんではないかと、普通財政調整基金が目立たないようする。

もう一つは、いろいろ職員の皆さん方の努力で、財源の額が出てきているわけですけれども、やっぱり安定した経営をしっかりやっていくということが必要だと思います。

それから、住民の皆さんが１番この心配されているのは、箱物をたくさん造るけれども、子孫々、孫の代までこの負担を、引き延ばしいるのではないかと、こういうような御指摘もあるわけです。

道路とか学校とか別にいたしまして、それ以外の箱物については、で

きる限り我々の世代、二、三年の間に積み立てを完了して、支払いをできるように減債基金に積み立てを、ということが住民の皆さん方の目線から見ても、この不安がないということになりますでしょうし、我々運営をする上でも、不安がなく運営できるというふうに今思っています。

それから、皆さん方のお手元の中に、令和４年度の東川町財政運営計画というものがございますけれども、その２ページに、過去の実質公債費比率というのが載っているわけです。

これちょっと見てみますと、特に、平成29年、30年、令和元年いうところにおいて、その前も10％超えているところありますけれども、これ、なんでこんな額になるんだろうと、貯金を減債基金に積んでおきながら、そして財政が硬直しているようなことになっているわけです。

何でこうなるのといった場合に、減債基金の償還額を一般財源扱いをしてきたということがございます。そうじゃなくて、特定の目的に償還するのは、特定財源にすべきじゃないという話をいたしまして、そういうことになりまして、どんどん、どんどん下がってきているわけです。

ですから、我々がこれから財政運営をしていくという場合に、今のような基金積立て、減債基金に積むことによって、実質公債比率というのは7.8％、８％以下安定した推移になるだとうろうと考えております。

これ15％を越えると赤信号だと言われるようなところにあったんですけれども、片方で貯金が増えながら、片方で財政が硬直するような数字の見方になってくる、これもやっぱり好ましくないことでございますので、減債基金にしっかりと積んで、経営の安定化を図っていくという視点が大切ではないかと考えております。

したがって、今回の財政調整基金には９万2,000円しか、利息相当ですけども、積まさっておりませんが、無理して高くする必要はないのではないかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。

10番、鈴木議員。

10番（鈴木哉美君）　10番、鈴木です。款項で言いますと225ですか。２款総務費、企画費の地域おこし協力隊事業費の中になるんですが、これが、決算審議のほうが各課別に行っている関係で、当然この地域おこし協力隊の事業費のほうも、事業別になっているので、なかなか見えにくいところだったんですが、たまたま写真の町課さんの御説明の中で、地域おこし協力隊１名１名に、それぞれ報酬とそのほかに、国の制度としまして、活動経費というものがあります。

この活動経費に関して御説明いただいたときに、地域おこし協力隊の活動経費というものをどういうふうに見るのか、当然、国の定義はあるわけなんですけれども、御本人がそれを活動経費として、自分の活動経費として使ったという認識というか、これ非常に難しい問題で、結構トラブルが各地であることなんですが、恐らく任用するときに、御説明はされているんだろうとは思うんですけれども、なかなか活動されている御本人からも、どのように自分の分の経費が使われているのかが、見えにくいという部分があります、性質上これは仕方がないことなんですけれども。この辺について、もうちょっと分かりやすく説明、たまたま写真の町課さんの説明、非常に分かりやすかったんですが、分かりやすく表記をしていただく方法がないかなというところを思いました。

行政事務報告書上になるのかどうなのか分からないんですが、ここのところ、ちょっと調べたところ、やり方次第なんですけれども、自治体によっては、当然国から交付金としてくる形なんですが、町のほうも要綱という形で、このようなものに経費として認めるよというような要綱をつくっているようなところもありました。

それは非常に分かりやすいなとは思ったんですが、決して協力隊の方から申請するだけのものではないということも、事業の内容として分かるので、それは一案だなとは思ったんですが、何かもう少し分かりやすいシステムがないのかなと感じた次第なんですが、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　地域おこし協力隊の任用にあたりましては、様々な分野がありまして、例えば本人の自己研修的な場でやるという場合もありますでしょうし、それから将来自立を目指していく、あるいは東川町での自立を目指しながら、自分の合った仕事に従事をするというような場合もございますので、最初の雇用の段階でどれを目指すのかと、我々、任用する段階で、はっきりするわけですけれども、そのときに、共通経費として、例えば自己研さんのような場合でありますと、本人に直接ということじゃなくて、全体の共通経費の中で、本人の資質が向上するような使い方ということもあるでしょうし、あるいは本人が新たなビジネスをやる、そのビジネスをやる場合の調査研究、あるいは資料づくり、あるいは商品開発とか、そういったときに当たる場合については、委託をするという場合もあるでしょうし、それぞれ雇用する形態、内容によって判断するということになるのではないかと思います。

一々要綱をつくってやるというのも、なかなかこれは難しいと思いますので、そういう中で協議をしながら、定めて円滑な運営をしていくということが、私としては、いいのではないかと考えております。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）

歳出全款一括しての質疑を終了いたします。

次に、歳入全款一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　18款寄附金について伺いたいと思います。

先ほどちょっと善行表彰終わったばかりで、この質問もちょっと恐縮なところはあるんですが、地方創生応援税制寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税に関してなんですけれども、こちら、十数社から、令和３年度は寄附金が集まったということでございましたが、こちらのほうを管轄する内閣府のほうでは、内閣府令において企業版ふるさと納税では、地方公共団体が寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますとなっております。

今回、令和３年度におきまして寄附していただいた企業様の中には、公共事業の入札に参加し、実際契約し、工事を行ってくださっている企業も含まれているわけなんですが、このあたり利益を供与することが禁止されているということに対して、そごがないのか見解を伺います。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　企業版ふるさと納税、多くの企業の皆さんから御寄附を頂いております。これは善意で頂いているわけでありますし、今、町と企業側の間に、何か便宜供与なものはあるかないかと、可能性があるようなこともあるのではないかという御心配されといることかと思いますけれども、我々は事業を発注する場合に、随意契約というのはほとんどありません。入札です。入札ですから誰かどこで、どう落とすかわからないわけでして、例えば事前に寄附なんてことは、ほとんどありませんけれども、事前に寄附をして、私この仕事をやりたいなんていう、申し出なんていうのは今まで一切ありませんし。

ですから、例えばいずれにしまして、いろいろなものを実施をする場合に、随意契約がなくて、公募かけたりとか、あるいは入札をしたりという中で、適正に処理をいたしておりますので、便宜の供与に当たるようなものは全くないという認識でおります。

議長（高橋昭典君）　３番、飯塚議員。

３番（飯塚達央君）　例えば、今現在、先ほど行われました善行表彰の中では、企業様から、「カムイのうた」というふうな名目において、限定された使途において、500万円なり、300万円なりということで、寄附を頂いているわけなんですが、そういった使途を限定されている限りにおいては、なお経済的な利益を供与する関係にはならないという見解でよろしいでしょうか。

そのあたり確認お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長。

町長（松岡市郎君）　どの企業から寄附があるかないかは別にいたしまして、町が事業執行する場合に公募、あるいは入札ということで行っておりますので、入札をする場合には何社からいるわけで、その中で札を入れるわけですから、どこに落ちるかというのは全く分からないわけです。

ですから、利益供与なんていうことは全く想定する必要はないのではないかと思います。仮に寄附が、事前、事後にあったとしても、全く私は心配する必要はないと思っております。

ですから、そういう御心配はないということを申し上げたいと思います。

議長（高橋昭典君）　ほかに質疑ありますか。（「質疑なし」の声あり。）

歳入全款一括しての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

歳出全款並びに歳入全款に対しての討論に入ります。討論ありますか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

「議案第１号」について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。（「異

議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第１号　令和３年度東川町一般会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定されました。

○日程第２　議案第２号

議長（高橋昭典君）
日程第２「議案第２号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。
歳入、歳出全款一括して質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第２号について採決いたします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第２号　令和３年度東川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

○日程第３　議案第３号

議長（高橋昭典君）
日程第３「議案第３号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。
歳入、歳出全款一括して質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
議案第３号について採決いたします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「議案第３号　令和３年度国民健康保険東川町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

○日程第４　議案第９号

議長（高橋昭典君）
日程第４「議案第９号　東川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。松岡町長。

町長（松岡市郎君）
（登壇）
ただいま上程となりました、議案第９号東川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを提案させていただきます。
下記のものを東川町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求める。

記
住所 [redacted]
氏名　宇佐見昇
生年月日 [redacted]
提案理由でありますが、東川町固定資産評価審査委員会委員、宇佐美昇氏が令和４年10月27日付をもって任期満了となるためでございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は人事案件につき、東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決は、起立採決とします。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、「議案第９号　東川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第５　議案第10号

議長（高橋昭典君）　日程第５「議案第10号　東川町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。
除斥の対象にはなりませんが、本人より退席の申し出がありますので、杉山教育長の退席を認めます。（杉山教育長退席）

提案理由と議案の説明を求めます。松岡町長。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
議案第10号について説明を申し上げたいと思います。
東川町教育委員会教育長の任命について。
下記のものを東川町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき議会の同意を求める。
記
住所 [redacted]
氏名　杉山昌次
生年月日 [redacted]
提案理由でございますが、東川町教育委員会教育長杉山昌次氏が、令和４年９月30日付をもって任期満了となるためでございます。
どうぞよろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は、人事案件につき東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決は、起立採決といたします。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、「議案第10号　東川町教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり同意することに決しました。
杉山教育長の入場を認めます。

○日程第６　議案第11号

議長（高橋昭典君）　日程第６「議案第11号　東川町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
提案理由と議案の説明を求めます。松岡町長。

町長（松岡市郎君）　（登壇）
議案第11号東川町の教育委員会委員の任命について提案をさせていただきます。
下記のものを東川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき議会の同意を求める。
記
住所　[redacted]
氏名　岡本美佳
生年月日　[redacted]
提案理由でありますが、東川町教育委員会委員岡本美佳氏が、令和４年10月29日付をもって任期満了となるためであります。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
本件は、人事案件につき東川町議会運営に関する先例により、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
採決は、起立採決とします。
原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。（起立全員）
起立全員であります。
よって、「議案第11号　東川町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することに決しました。

○日程第７～11　意見書案第１～５号

議長（高橋昭典君）　次に、日程第７「意見書案第１号」から日程第11「意見書案第５号」については、提出者が同一者でありますので、これを一括議題といたします。
日程順に従い、順次、議案の趣旨説明を求めます。
７番、藤倉議員。

７番（藤倉智恵子君）

（登壇）

意見書案第１号から第２号、第３号は提出先が同じため、一括通して読み上げいたします。

まず第１号、国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書について。

畑中雅晴議員、正満正義議員の賛同を得て、会議規則第14条の規定により提出いたします。

本文は省略し、記のみ朗読します。

１．国は、教育予算を増やし、「高等学校等就学支援金」の所得制限をやめること。

２．国は、教育予算を増やし、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を拡充するとともに、高校生に対する給付奨学金制度を確立すること。

意見書案第２号。

特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について。

畑中雅晴議員、正満正義議員の賛同を得て、会議規則第14条の規定により提出いたします。

本文は省略し、記のみ朗読します。

１．特別支援学校建設のための国庫補助率３分の２へ引き上げること。

２．特別支援学級の学級編制標準を改善すること。

意見書案第３号。

国の責任で教職員未配置、字の誤りがあります、日にちの「日」を取って丸ポチとしてください。その２行目も同じに訂正していください。よろしくお願いいたします。

国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める意見書について。

畑中雅晴議員、正満正義議員の賛同を得て、会議規則第14条の規定により提出いたします。

本文は省略し、記のみ朗読します。

１．国の責任で、教職員未配置・未補充問題を抜本的に改善するための措置を早急に講じること。

以上、意見書第１号、第２号、第３号は、地方自治法第99条の規定により東川町議会高橋昭典議長名で、令和４年９月９日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に提出いたします。

続きまして、意見書案第４号。

すべての高校で35人以下学級の実現と「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書について。

畑中雅晴議員、正満正義議員の賛同を得まして、会議規則第14条の規定により提出いたします。

本文は省略し、記のみ朗読いたします。

１．道・道教委は「新たな高校教育に関する指針」を見直し、「機械的」高校統廃合を行わないこと。

２．道・道教委は高校での35人以下学級を国に要請するとともに、高校での35人以下学級を実現させること。

以上、地方自治法第99条の規定により令和４年９月９日、東川町議会

高橋昭典議長名で、北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長宛てに提出いたします。
意見書案第５号。
国立病院の機能強化を求める意見書について。
畑中雅晴議員、正満正義議員の賛同を得まして、会議規則第14条の規定により提出いたします。
本文は省略し、記のみ朗読いたします。
１．国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実をはかるため、国立病院を機能強化すること。
２．全国ネットワークをいかし、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割を発揮できるよう対策を講じること。
以上、地方自治法第99条の規定により、東川町議会高橋昭典議長名で、令和４年９月９日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に提出いたします。
以上であります。

議長（高橋昭典君）　これより、意見書案第１号について質疑に入ります。
質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
「意見書案第１号」について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第１号　国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。
次に、意見書案第２号について質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
「意見書案第２号」について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第２号　特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。
次に、意見書案第３号について質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
「意見書案第３号」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第３号　国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。
次に、意見書案第４号について質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
「意見書案第４号」について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第４号　すべての高校で35人以下学級の実現と「新たな高校教育に関する指針」の見直しをもとめる意見書について」は、原案のとおり可決されました。
次に、意見書案第５号について質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
「意見書案第５号」について採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、「意見書案第５号　国立病院の機能強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第12～14　閉会中の所管事務等の調査の申し出

議長（高橋昭典君）

次に、日程第12から日程第14までは、「各常任委員会委員長及び議会運営委員長からの閉会中の所管事務等の調査の申出」であります。
これを一括議題といたします。
申し出の内容は、各委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付されている申出書のとおりであります。
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査をすることに決定をいたします。

○日程第15　議員派遣について

議長（高橋昭典君）

日程第15「議員派遣について」を議題とします。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定に基づき、別紙

のとおり議員を派遣したいと思います。
　別紙のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。
　よって、別紙のとおり議員派遣することに決しました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）	これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。 　以上をもって、令和４年東川町議会第３回定例会を閉会いたします。 　大変長い日程の間、御苦労さまでございました。 　閉会いたします。

　以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　山家　祥幸

会議録署名議員　　飯塚　達央